令和５年度　上越教育事務所の経営と主要業務

１　基本方針

○ 上越地域の実態を踏まえ、県の教育施策を確実かつ効果的に推進する。

○ 学校教育及び社会教育の場が一層輝くための意図的・組織的な支援を行う。

２　重点取組事項

(1) 確かな学力を育成し、豊かな心をはぐくむ教育を推進するため、より実効性の高い支援を行う。

① 学校等のニーズに応じた教育課程編成及び授業改善に向けた支援と研修

② 各学校における生徒指導上の諸課題の早期解決に向けた組織的・継続的な支援

(2) 生涯学び活躍できる循環型生涯学習社会の構築を支援する。

① 学校と地域の効果的な連携・協働の推進に対する計画的な支援

② 多様な主体の連携・協働・ネットワーク化の推進に向けた支援

(3) 教職員一人一人の力の結集による充実した学校運営実現に向けた、実効性に高い支援を行う。

① 学校運営に係る課題の的確な把握と課題解決に向けた組織的な支援

② 学校事務の適正かつ円滑な執行への支援

３　努力事項

(1) 協働体制の一層の強化を図る。

① 業務の円滑な推進に向けた、課長会議やミーティングを通した組織力の一層の強化

② 市教育委員会との綿密な情報交換及び協働的な取組の推進

(2) 積極的な情報発信を行う。

① 教育事務所だよりやホームページ等によるタイムリーな情報発信

◎総　務　課

主たる業務「Ａ 叙位叙勲」、「Ｂ　給与手当･旅費の事務及び指導」
他に、庶務全般、広報、公立学校共済組合、教職員互助会に関する業務等

１　叙位叙勲	Ａ　叙位叙勲
目　的	高齢者叙勲及び死亡叙位（叙勲）について、市教育委員会から内申を受け国への推薦事務を行う。
内　容	・「高齢者叙勲」は年齢が 88 歳に達した機会に、「死亡叙位（叙勲）」は授与対象となるべき功労者が死亡した際に、それぞれ授与される。
２　給与等担当者事務指導会	Ｂ 給与手当･旅費の事務及び指導
目　的	事務指導会(学校単位)及び共同実施グループとの意見交換会を開催することにより、市立学校長に委任された諸手当認定事務及び旅費事務の適正かつ効率的な執行を図る。
内　容	・管内の１/３の学校を訪問し、給与等担当者事務指導会を行う(６～10 月、１～２月)。 ・事務指導会終了後、希望する共同実施グループとの意見交換会を行う(６～10 月)。
３　学校事務共同実施関係者研修会	Ｂ 給与手当･旅費の事務及び指導
目　的	共同実施グループ長等に対する研修会を開催することにより、市立学校長に委任された諸手当認定事務及び旅費事務の適正かつ効率的な執行を図る。
内　容	・共同実施グループ長や副グループ長等を対象に、給与旅費事務関係業務の研修会を開催する(８月)。
４新任事務職員等給与・旅費事務研修会	Ｂ 給与手当･旅費の事務及び指導
目　的	新任事務職員等に対する研修会を開催することにより、事務の適正かつ効率的な執行を図る。
内　容	・新任事務職員等を対象に、学校支援第１課と連携し、学校事務管理上の課題や給与・旅費制度について説明する研修会を開催する(５月)。
５　諸手当認定事務及び赴任旅費事務検討相談会	Ｂ 給与手当･旅費の事務及び指導
目　的	新任事務職員等に対する年度始めに処理が必要な事務の相談会を開催し、適正かつ効率的な執行を図る。
内　容	・新任及び業務経験の浅い事務職員等を対象に、諸手当認定及び赴任旅費計算等の事務処理上の疑義や留意点について、具体的に指導助言を行う相談会を開催する(４月)。

○ 学校支援訪問

主たる業務「Ａ 教職員の人事」、「Ｂ 学校･教職員の事故防止」、「Ｃ 働き方改革の推進」、「Ｄ 教職員研修」、「Ｅ 教員評価･組織マネジメント」他に、 教員免許・公務災害・学校の設置･廃止等に係る業務、施策方針説明会の運営等

1 学校訪問	Ｂ 学校･教職員の事故防止　Ｃ 働き方改革の推進 Ｅ 教員評価・組織マネジメント
目 的	学校訪問を通して「組織マネジメント」、「業務改善」、「非違行為根絶」や「メンタルヘルス」等の視点から学校経営の適正化を図る。
内 容	・管内の全市立小･中･特別支援学校を訪問し、管理職との面談及び施設設備･諸表簿の点検を行う。管理職との面談では、学校経営や人事上の課題等を把握する。 ・深刻な課題を有すると判断される学校に、市教委や他課と連携して訪問や支援を行う。
2 人事管理懇談会及び人事管理担当者会	Ａ 教職員の人事
目 的	人事管理上の課題についての協議や情報交換を行い、管内の学校教育や教育行政の円滑な推進を図る。
内 容	・各市の教育長や人事管理担当者と人事管理上の課題について相談する。
3 学校･教職員の事故防止及び事故対応	Ｂ 学校･教職員の事故防止
目 的	学校管理上の事故、自然災害による事故、教職員の事故への迅速かつ適切な対応とその防止に努め、学校運営の円滑な遂行や家庭･地域からの信頼維持を図る。
内 容	・各市からの事故報告を受け、事故対応等について指導・助言する。 ・管内の事故情報を集約・分析し、機会あるごとに事故防止について指導する。
4 臨時職員の配当	Ａ 教職員の人事
目 的	市教委や関係機関と緊密に連絡をとりながら臨時職員の適正配当に努め、スムーズな学校運営に資する。
内 容	・欠員、産休代替、病休代替等の臨時職員配当の内申事務を行う。 ・メール等で、学校や市教委に、時期的に注意すべき点や業務のポイントを知らせる。 ・臨時職員の登録を広報するとともに、面接や電話連絡等を通して登録リストの整備や拡充を図る。
5 新任校長・教頭研修	「Ｄ 教職員研修」「Ｅ 教員評価･組織マネジメント」
目 的	学校経営マネジメント、人事管理、財務管理、文書管理、施設管理等の在り方について研修を深め、管理職としての自覚、責務の向上を図る。
内 容	・非違行為根絶や業務改善等、具体的な事例・取組に基づいた研修を行う。 ・財務管理をはじめとする各種事務手続き等について理解を深め、管理職としての資質の向上を図る。
6 中堅教諭等資質向上研修	Ｄ 教職員研修
目 的	専門性を高め、中堅教員としての役割が発揮されるよう計画的な研修を行い、学校運営への参画能力と授業力の向上を図る。
内 容	・全体研修（５月、12 月）学習指導研修（８月、９～11 月）、コース別研修（８月、12 月） ・研修の運営に係る業務、服務規律等の講義を行う。
7 臨時職員研修会	Ｄ 教職員研修
目 的	臨時職員を対象にした研修会を開催し、服務規律の確保と、教育公務員としての自覚や使命感の高揚を図る。（５月）
内 容	・臨時職員を対象にした研修会を開催する。 ・服務規律、人権教育、同和教育や県学校教育の重点等について講義する。
8 非違行為根絶に向けての取組	Ｂ 学校･教職員の事故防止
目 的	非違行為の根絶について、様々な機会をとらえて具体的に指導し、自らの問題として考え、行動するという意識の高揚を図る。
内 容	・各種研修会において、非違行為根絶についての指導や情報提供を行う。 ・要請を受けた学校に、非違行為根絶に向けた職員研修を行う。 ・年度途中の採用者に対して、当事務所作成の「臨時職員のための研修資料」を活用し、服務規律、人権教育、同和教育や県学校教育の重点等についての理解を図る。 ・当事務所作成の「非違行為根絶校内研修資料」１～４の活用を奨励する。
9 「働き方改革」の推進に向けての取組	Ｃ 働き方改革の推進　Ｅ 組織マネジメント
目 的	「業務の軽減と効率化」について、国や県の動きや管内各校の状況を把握し、指導や情報提供を継続的に行って、働き方改革の推進を図る。
内 容	・各校の業務改善の状況を、学校訪問や各種研修会等で把握する。 ・事務所だより、各種研修会、ホームページ、リーフレット「私たちの働き方改革」等を通して、市教委や各校への情報提供や啓発を行う。

◎ 学校支援課23班

主たる業務「A 学校園等支援」、「B 授業改善」、「C 生徒指導上の諸課題解決」、「D 教員研修」、「E 特別支援教育の充実」、「F 市教育委員会との連携」他に、環境教育、情報教育、安全教育、キャリア教育、健康教育、食育等、各種教育に関する業務

1 授業改善等に向けた支援・訪問	A 学校園等支援、B 授業改善、D 教員研修
目 的	学校や園、中学校区、県・市の教育関係団体、市教育委員会等の要請に応じて指導主事を積極的に派遣し、授業改善等に向けた主体的、組織的な研修を支援する。
内 容	・学校園のニーズに応じて、カリキュラム・マネジメント及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を支援する要請訪問を実施する。 ・道徳教育、情報教育等、各種教育の充実に向けた取組を支援する。 ・学力向上を図ることを目的とした教科教育専門監事業を推進する。（糸魚川市：英語） ・授業改善だより“Learning View”を発行し、授業づくりや学力向上に向けた取組等について、子供の学びの姿を通して紹介する。
2 教科リーダー育成に係る研修会	B 授業改善、D 教員研修
目 的	・教員の授業力向上を全県的に進め、地域の教科リーダー、授業力向上のアドバイザーとして、学力向上に寄与するための実践力を育成する。
内 容	・義務教育課や県立教育センターと連携し、教科リーダー育成講座や教科教育専門監育成研修を実施する。（ともに年間５日）
3 生徒指導に係る要請訪問	C 生徒指導上の諸課題解決
目 的	学校、市教育委員会等の要請に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）と連携を図りながら、生徒指導上の諸課題の早期解決に向けた指導、支援を行う。
内 容	・学校、市教育委員会等の要請に応じて、生徒指導上の諸課題解決に向けた訪問を行う。 ・学校、市教育委員会等の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣する。
4 生徒指導に係る研修会	C 生徒指導上の諸課題解決、D 教員研修
目 的	生徒指導上の諸課題解決に向け教職員の資質・能力や学校の組織力の向上を図る。
内 容	・「スクールカウンセラー事業説明会」を開催する（４月 17 日）。 ・「生徒指導に係る加配教員研修会」を開催する（５月 10 日、８月 22 日）。 ・「いじめ見逃しゼロ・不登校対応研修会」を開催する（５月 30 日）。
5 人権教育、同和教育に係る研修会	B 授業改善、C 生徒指導上の諸課題解決、D 教員研修
目 的	計画的な教職員研修等、児童・生徒の人権感覚を高める確かな授業実践、自他の人権を尊重する学校を実現するために担当主任等の指導力向上を図る。
内 容	・管内の１/２の学校を対象に「人権教育、同和教育主任等研修」を行う（教育支援システム、２回）。 ・「上越教育事務所同和教育現地学習会」を開催する（管内３市教育委員会等にも案内、６月、10 月）。 ・学校の要請に応じて指導主事を派遣し、教職員研修の充実を支援する。
6 初任者研修、教職２年次研修、教職３年次研修	B 授業改善、D 教員研修
目 的	初任者研修の受講者に対して１年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見の習得を図る。また、教職２年次、３年次研修受講者に対して校内における研修の推進を支援し、実践的指導力の向上を図る。
内 容	・初任者研修受講者に対して、授業参観研修、生徒指導研修等を実施する。 ・市教育委員会及び受講者在籍学校との連携を図り、校内研修の充実を支援する。
7 経験者研修、免外研修	D 教員研修
目 的	経験年数に応じた研修や免許外教科担任に対する研修を通し、自己課題を明確にしながら、専門性と実践的指導力の向上を図る。
内 容	・教職６年次研修、中堅教諭等資質向上研修における校外研修を支援する（６月～12 月）。 ・「中学校免許外教科担任教員研修会」を開催する（５月）。
8 特別支援教育に関する支援	E 特別支援教育の充実
目 的	特別支援教育の充実に向け、学校と保護者や地域の関係機関、行政との連携を図る。
内 容	・管内３市教育委員会との連絡調整を進め、学校と保護者や地域の関係機関と連携することで、学校における特別支援教育の推進を支援する。 ・調査、統計を基に、特別支援学級や通級指導教室における特別支援教育の指導について適切な運用がなされるよう支援する。
9 ３市教育委員会指導事務連絡会	F 市教育委員会との連携
目 的	・各市の学校教育関係課長、指導主事等と情報交換や協議を行い、互いの課題や取組について理解を深め、教育課題の解決に向けた一層の連携強化を図る。
内 容	・「３市教育委員会指導事務連絡会」を開催する（年３回）。

◎ 社会教育課　主たる業務「Ａ 地域と学校の連携･協働」、「Ｂ 学習機会の提供」、「Ｃ 行政･委員等の支援」他に、青少年教育の業務等

1　事業等支援訪問(1)　生涯学習行政訪問	Ｃ 行政･委員等の支援
目　的	各市の主管課を訪問して、生涯学習の推進・社会教育の進行状況を把握するとともに、問題点や課題、解決策について協議し、生涯学習や社会教育の振興に資する。
内　容	・前年度の訪問で協議した課題の経過と今後の方針、県の施策方針と関わる事業の実施状況などを協議し、指導・助言行う。
2　事業等支援訪問(2)　学校運営協議会訪問等	Ａ 地域と学校の連携･協働
目　的	学校運営協議会や地域学校協働活動の現状と成果、課題を把握するとともに必要な支援を行い、管内の地域と学校の連携・協働の一層の充実を図る。
内　容	・特色ある学校運営協議会や地域学校協働活動を視察し、必要に応じて支援を行うとともに、具体的な事例を基にした成果や課題を『上越の生涯学習』等により発信する。
3　事業等支援訪問(3)　特色ある事業訪問等	Ｃ 行政･委員等の支援
目　的	県の補助事業及び各市の特色ある事業の視察を通して、詳細な実態把握に努め、課題解決に向けた取組の充実を促し、県及び市における社会教育の振興に資する。
内　容	・管内担当者会議において今日的課題に対する各市の取組に資する研修会を開催する。 ・各市の社会教育事業を視察し、その充実に向けて担当者と意見交換を行う。
4　小・中・特別支援学校等ＰＴＡ指導者研修会	Ｂ 学習機会の提供
目　的	ＰＴＡ活動の活性化を図るため、ＰＴＡの指導者等の資質向上を図るとともに、子どもを取り巻く様々な課題の解決や学校と地域をつなぐ役割等をＰＴＡ活動を通じて果たしていくための情報の修得やネットワーク構築を図る。
内　容	・講演会による研修会を開催する。（原則、単Ｐ２人以内） ・６月 27 日（火）　県下一斉開催　YouTube、Zoom によるオンライン
5　社会同和教育市町村巡回研修会	Ｂ 学習機会の提供
目　的	各市輪番で研修会を開催し、同和問題をはじめ身の回りにある人権問題について理解を深めるとともに社会同和教育の正しい理解と実践を促す。
内　容	・学校における同和教育の取組発表、講演、小グループでの意見交換等。 ・６月９日（金）　ユートピアくびき希望館
6　子ども読書レベルアップ研修会	Ｂ 学習機会の提供
目　的	地域で子ども読書活動推進の牽引役となる方々の総合的な知識と実践的な技術の習得及びスキルアップを図るとともに関係者のネットワークの構築及び連携強化を図る。
内　容	・子ども読書活動にかかわる最新の情報や読み聞かせの手法を学ぶ研修会を開催する。 ・①７月４日（火）オンライン配信　②９月 14 日（木）直江津学びの交流館
7　地域と学校の連携・協働に係る研修会	Ａ 地域と学校の連携･協働
目　的	学校と地域をつなぐ人材の資質と能力の向上を図るとともに、コミュニティ・スクールの取組、地域学校協働活動の充実を図る。
内　容	・教員や行政職員、地域人材等の対象に応じて、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての理解を深め、実践力を高める研修会を開催する。 ・地域連携研修会　５月 31 日（水）オンライン配信 ・地域と学校をつなぐコーディネーター等研修会 ①６月 14 日（水）　②７月 21 日（金）　③10 月５日（木） ①③オンライン　②21(金)サンラックおぢや ・地域とともにある学校づくり研修会　　７月４日（火）オンライン配信
8　家庭教育支援チームへの支援	Ｃ 行政･委員等の支援
目　的	上越管内の家庭教育支援チームに対し、チームが地域の身近な存在として保護者に寄り添う様々な活動に取り組むことができるよう、市教委と連携して支援を行う。
内　容	・チームに家庭教育支援に関する最新の情報を提供するとともに、家庭教育講座開設を支援する。また、様々な家庭教育支援活動を『上越の生涯学習』等で広く周知する。
9　社会教育委員の活動支援	Ｃ 行政･委員等の支援
目　的	上越地区社会教育委員連絡協議会への支援を通して、活動の充実と社会教育委員の資質向上を図る。
内　容	・事務局として、社会教育委員の資質向上と活性化に向けた研修の企画・運営や会報「社会教育情報」の発行を支援する。　また、県社研妙高大会開催への支援を行う。
10　『上越の生涯学習』発行	Ａ 地域と学校の連携･協働
目　的	上越管内における県や３市の事業、学校運営協議会、社会教育委員、関係機関やＮＰＯ、民間団体等の実践を幅広く掲載し、生涯学習・社会教育の一層の充実を図る。
内　容	・当事務所社会教育課の事業、管内３市の行政機関、社会教育委員の会、自主運営団体等の特色ある事業や取組について編集・製本し、年度末に関係機関等に配布する。